

スカラシップ・アドバイザー派遣事業実施規程を次のように定める。

平成29年6月28日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## スカラシップ・アドバイザー派遣事業実施規程

### (事業の目的)

第1条 この事業は、大学又は専門課程を置く専修学校（以下「大学等」という。）への進学を希望する者及び大学等の学生（以下「学生等」という。）に、進学又は大学等での修学（以下「進学等」という。）に係る資金計画を意識させるとともに、奨学金を含む経済的支援策について学生等及びその保護者の理解を深めるための知見を提供することで、大学等での教育に係る経済的負担についての不安を軽減し、進学等の後押しを図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「スカラシップ・アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とは、学生等及びその保護者に対し、進学等のための資金計画（奨学金事業の概略の説明を含む。）についての助言を行う者として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が認定したものをいう。

2 この規程において「ガイダンス」とは、高等学校、大学、専修学校、教育委員会、PTA、児童養護施設及び社会福祉協議会等（以下「学校等」という。）が、機構への申込みを経て開催する進学等のための資金計画及び奨学金に関する説明会（インターネットを利用するものを含む。）をいう。

### (事業内容)

第3条 機構は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) アドバイザーの養成及び認定（認定期間の更新を含む。）に関すること。
- (2) アドバイザーのガイダンスへの派遣に関すること。
- (3) ガイダンス開催に必要な資料の作成及び学校等への情報提供に関すること。
- (4) 相談窓口の設置に関すること。
- (5) 前各号の業務に附帯する業務に関すること。

### (アドバイザーの養成及び認定)

第4条 機構は、アドバイザーの認定を受けようとする次の各号のいずれかに該当する者に対し、アドバイザーを養成するための研修プログラム（以下「養成プログラム」という。）を実施するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が認定するサー

ティファイド ファイナンシャル プランナー又はアフィリエイトド ファイナンシャル プランナーの資格を保有している者

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に基づく検定職種がファイナンシャル・プランニングに係る技能検定（等級が3級の技能検定を除く。）に合格した者であって、一般社団法人金融財政事情研究会ファイナンシャル・プランニング技能士センター正会員であるもの

2 機構は、養成プログラムを修了した者をアドバイザーとして認定し、認定の有効期間（以下「認定期間」という。）を記載した認定証を授与するとともに、機構において作成する認定者の名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。

3 前項の認定期間は、養成プログラムを修了した日の属する年の10月1日から翌々年の9月末日までの2年間とする。

（認定期間の更新）

第5条 認定期間の終了日が属する年において、機構が実施する更新プログラム（認定期間を更新するための研修プログラムをいう。以下同じ。）を受講したアドバイザーについては、その修了により当該認定期間の終了日の翌日から翌々年の9月末日までを更新後の認定期間とする。

2 機構は、前項の規定により認定期間が更新されたアドバイザーに対し、更新後の認定期間を記載した認定証を授与する。

（養成プログラム及び更新プログラム）

第6条 養成プログラム及び更新プログラムの内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本事業の概要に関すること。

(2) 機構の奨学金制度に関すること。

(3) 派遣時における相談事項やトラブル等の事例紹介に関すること。

(4) 奨学金の利用を含む進学費用の準備のための資金計画の作成及び助言方法に関すること。

(5) アドバイザーの遵守事項に関すること。

(6) 前5号の理解度の確認に関すること。

（認定の失効及び取消し）

第7条 アドバイザーが、第5条第1項に定める更新プログラムを修了せずに認定期間の最終日が経過した場合は、当該認定は、その効力を失う。

2 機構は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当した場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 死亡した場合

(2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと機構が判断した場合

(3) 第4条第1項の認定資格を欠いた場合

(4) 第9条の規定に違反した場合

(5) その他理事長がアドバイザーとしての適性に欠く行為があったと認めた場合

3 機構は、前2項の規定により認定の効力を失い、又は認定を取り消された者について、登録名簿から抹消するものとする。

4 第2項第4号及び第5号の規定により認定を取り消され、登録名簿から抹消された者は、養成プログラムの再受講をすることができない。

(アドバイザーの派遣等)

第8条 第3条第2号及び第3号の業務を実施するため、機構は、学校等に対し、ガイダンス開催に係る募集を行う。

2 前項の募集に対し、学校等から、アドバイザー派遣のガイダンスの申込みがあった場合、機構は、登録名簿に記載されているアドバイザーの中から、別に定める方法によって、当該学校等へ派遣する者（以下「派遣者」という。）を決定する。

3 前項の決定後、機構は、派遣者に対してガイダンス実施の委嘱を行うとともに、当該学校等に派遣者及び派遣日時等を通知する。

4 第1項の募集に対し、学校等から、アドバイザー派遣を要しない動画配信で実施するガイダンスの申込みがあった場合、機構は、学校等に対し、動画の視聴に必要な情報を提供する。

5 第3条第4号の業務を実施するため、機構は、登録名簿に記載されているアドバイザーの中から、別に定める方法によって、相談に回答する者（以下「相談員」という。）を決定する。

(信用失墜行為の禁止等)

第9条 アドバイザーは、機構の信用を傷つけ、又はアドバイザー全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

2 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。第7条第3項の規定により登録名簿から抹消された後も同様とする。

3 アドバイザーは、派遣先及び相談窓口においてアドバイザーの業務に専念し、自らの営業活動を行ってはならない。

(報告書)

第10条 派遣者は、派遣終了後、派遣されたガイダンスの実施に関する派遣報告書を所定の期間内に機構に提出しなければならない。

2 相談員は、業務終了後、相談業務に関する相談報告書を所定の期間内に機構に提出しなければならない。

(謝金の支給)

第11条 機構は、前条第1項の派遣報告書の提出を行った派遣者及び同条第2項の相談報告書の提出を行った相談員に対して、別に定める基準及び手続きにより謝金の支給を行う。

(ガイダンスアンケート)

第12条 機構は、ガイダンスの質の向上のため、ガイダンスを開催した学校等へアンケートを実施し、その結果及び派遣報告書の内容に基づき、本事業の改善を図るものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第4号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第5号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第13号）

この規程は、令和3年7月16日から施行し、令和3年7月7日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第13号）

この規程は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。